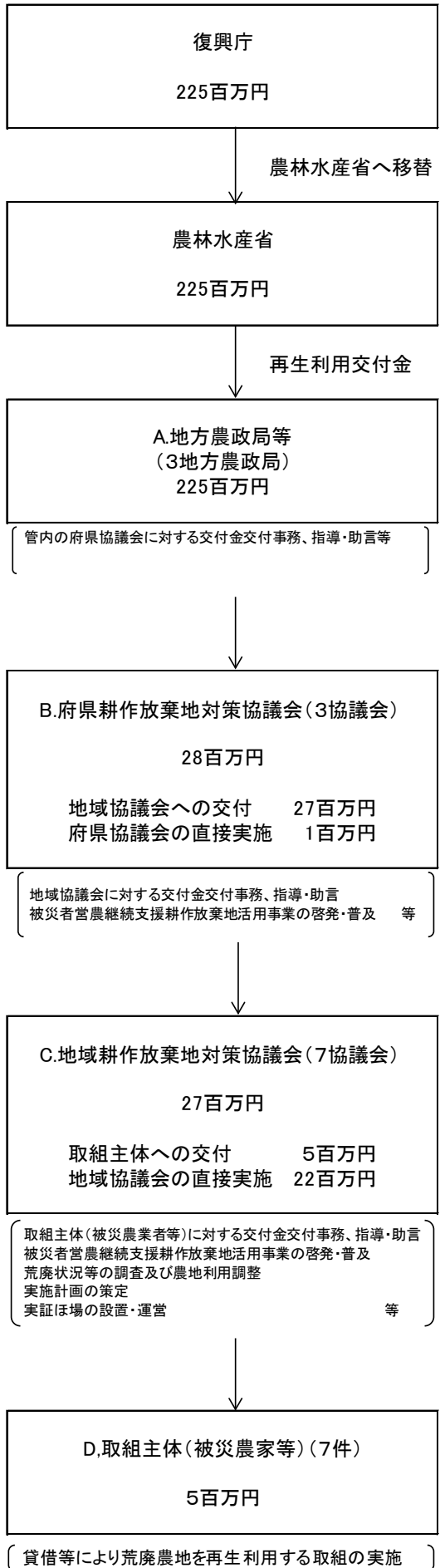


平成27年度行政事業レビューシート (復興庁)

<b>事業名</b>	被災者営農継続支援耕作放棄地活用事業			<b>担当部局庁</b>	復興庁	<b>作成責任者</b>	
<b>事業開始年度</b>	平成24年度	<b>事業終了(予定)年度</b>	平成30年度	<b>担当課室</b>	統括官付参事官(予算・会計担当)	参事官 小瀬 達之	
<b>会計区分</b>	東日本大震災復興特別会計			<b>政策・施策名</b>	政策：復興施策の推進 施策：東日本大震災からの復興に係る施策の推進		
<b>根拠法令 (具体的な 条項も記載)</b>	食料・農業・農村基本法第23条 農地法第30条等			<b>関係する計画、 通知等</b>	食料・農業・農村基本計画(平成27年3月31日閣議決定) 東日本大震災からの復興の基本方針(平成23年7月29日 東日本大震災復興対策本部決定)		
<b>主要政策・施策</b>				<b>主要経費</b>	その他の事項経費		
<b>事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度 以内)</b>	東日本大震災により甚大な被害を受けた被災農家等の生活再建に向けて、避難先等において営農活動を再開できるよう、その基盤となる農地を確保することが必要となっている。そこで、被災農家等が避難先等において荒廃した耕作放棄地を活用し農業経営を再開する意向を持っている場合、本事業により耕作放棄地の再生作業等を支援する。						
<b>事業概要 (5行程度以 内。別添可)</b>	被災農家等が自ら営農活動を行う場合のほか、受入れ地域の「耕作放棄地対策協議会」が運営する実証ほ場で雇用形態により営農活動を行う場合に、以下の取組に対して支援する。 ①耕作放棄地を再生利用する活動への支援 ②施設等の整備への支援 ③附帯事業への支援 (補助率：定額(再生作業5万円/10a等)、1/2以内等)						
<b>実施方法</b>	補助						
<b>予算額・ 執行額 (単位：百万円)</b>	予算 状況	当初予算	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度要求
		補正予算	-	-	-	-	-
		前年度から繰越し	1,704	131	-	-	-
		翌年度へ繰越し	▲131	-	-	-	-
		予備費等	-	-	-	-	-
		計	1,974	754	225	149	-
	執行額	363	234	28	-	-	
	執行率(%)	18%	31%	12%	-	-	
<b>成果目標及び成 果実績 (アウトカム)</b>	定量的な成果目標	成果指標	単位	24年度	25年度	26年度	目標最終年度 32年度
	平成32年までに農用地区 域において10万haの荒廃 農地を再生する	農用地区域における荒廃 農地の再生利用面積	成果実績	ha	9,113	9,936	-
			目標値	ha	6,000	6,000	6,000
			達成度	%	151.9%	165.6%	-
<b>活動指標及び活 動実績 (アウトプット)</b>	活動指標	単位	24年度	25年度	26年度	27年度活動見込	
	本事業による荒廃農地再生利用面積	活動実績	ha	105	124	12	
		当初見込み	ha	114	114	114	
<b>単位当たり コスト</b>	算出根拠	単位	24年度	25年度	26年度	27年度見込	
	執行額/本事業による荒廃農地再生面積	単位当たり コスト	万円/10a	34.6	18.9	23.3	
		計算式	百万円/ha	363/105	234/124	28/12	
平成27・28年度 予算内訳 (単位：百万円)	費目	27年度当初予算	28年度要求	主な増減理由			
	被災者営農継続支援耕作 放棄地活用事業	149					
	計	149					

事業所管部局による点検・改善						
項目		評価	評価に関する説明			
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。	○	被災農家等の営農活動の継続及び再開に資するとともに、優良農地の確保にも寄与			
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	地震や原発事故は地方自治体や農家等の責任によるものではないこと、被災農家等にとって避難先の新たな農地で営農を再開することはリスクが高いことから、国が事業を実施する必要がある			
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。	○	「平成28年度以降の復旧・復興事業のあり方」において、業績が悪化している被災事業者等の再生支援などに必要な事業を実施することとしている			
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	○	荒廃農地を再生し、5年以上利用する被災農家等に限定			
	受益者との負担関係は妥当であるか。	○	荒廃農地の再生に要する一定の費用を国が負担			
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。	○	発注時に競争性を確保しており、適切な単価設定となっている			
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	○	協議会から交付を受けた取組主体が交付金を直接活用			
	費目・用途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	被災農家等による荒廃農地の再生に必要なものに限定			
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	△	被災農家等が避難先で営農を再開するか決断が難しいこと、被災農家等のニーズにあった農地を確保するための調整に時間を要し、執行に至らない事業もある			
	その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか	○	実施主体は徹底した事業費の低減に努めることとしている			
事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか	○	成果目標に向けて着実に成果実績をあげている			
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	○	様々な組織により構成される協議会が、地域の実情に即した有効性の高い取組となるような仕組みとしている			
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	△	被災農家等が避難先で営農を再開するか決断が難しいこと、被災農家等のニーズにあった農地を確保するための調整に時間を要し、取組に至らない事業もある			
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	○	再生後5年間の耕作を確認することとしており、耕作が継続されている			
関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		被災者営農継続支援耕作放棄地活用事業は、取組主体を東日本大震災による被災農家等に限定し、要件や補助率を優遇して実施しているもの。			
	所管府省・部局名	事業番号				事業名
	農林水産省農村振興局	0107				耕作放棄地再生利用緊急対策交付金
点検・改善結果	点検結果	<p>【国費投入の必要性】 東日本大震災からの復興の基本方針では、「農業者による経営再開に向けた復旧に係る共同作業を支援するとともに、(中略)経営再開まで切れ目のない支援を行う。」とされている。また、「平成28年度以降の復旧・復興事業のあり方」において、業績が悪化している被災事業者等の再生支援などに必要な事業を実施することとしている。 このため、震災により営農中断を余儀なくされている被災農家等が避難先等において農業経営を再開するために、代替農地の確保について耕作放棄地対策協議会等に断続的に相談がなされているところであり、このようなニーズに的確に応え、被災農家等の営農活動の継続及び再開を支援する必要がある。</p> <p>【事業の効率性】 本事業は、現在実施中の耕作放棄地再生利用緊急対策交付金の枠組みを活用して資金の交付事務、実績の確認、事業実施に係る土地利用調整等を行うものであり、既に多くの地域で実施体制が確立され、事業の効率的な執行が可能となっている。 具体的には交付金の交付や実績確認、農地の利用調整等、本対策の執行に必要な事務に要する経費は都道府県協議会及び地域協議会が執行し、実際の荒廃農地の再生利用の活動に要する経費は協議会から交付を受けた被災農家等の取組主体が交付金を直接活用する仕組みとしている。また、被災農家等が行う荒廃農地の再生に要する標準的な費用と労力に相当する額を交付する一方、農業用施設等については、国が1/2相当、残りは受益者を含む地域が負担するなど、内容に応じて受益者負担があり、さらに、交付金の費目・用途は被災農家等による荒廃農地の再生利用に向けた取組に必要なものに限定している。 なお、被災農家等が避難先で営農を再開するか決断が難しいこと、被災農家等のニーズにあった農地を確保するための調整に時間を要し、執行に至らず不用となる事業もある。</p> <p>【事業の有効性】 被災農家等のニーズにあった農地を確保するとともに、再生後5年間は耕作を確認することとしており、耕作が継続されている。様々な組織により構成される協議会が、地域の実情に即した有効性の高い取組となるような仕組みとしている。 平成26年度の活動実績は、当初見込みより低いが、平成24年度及び25年度は当初見込みに見合った活動実績をあげている。また、今後も本事業を活用するニーズは一定程度見込まれる。</p>				
	改善の方向性	過年度実績等を踏まえ事業見込みの精度を高め、適切な予算規模とした上で、引き続き被災農家等の営農活動の継続・再開を支援する。				
外部有識者の所見						
行政事業レビュー推進チームの所見						
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
備考						
「予算額・執行額」の平成24年度部分の前年度から繰越しについては、平成23年度に農林水産省が計上した同様の事業からの繰越し額を参考記載している。						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
平成22年度	-	平成23年度	-	平成24年度	68	
平成25年度	099	平成26年度	119			

※平成26年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



資金の流れ  
(資金の受け取り先が何を  
しているかについて補足する)  
(単位:百万円)

**費目・使途**  
 (「資金の流れ」  
 においてブロック  
 ごとに最大の金  
 額が支出されて  
 いる者について  
 記載する。費目と  
 使途の双方で実  
 情が分かるよう  
 に記載)

A.東北農政局			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
交付金	県協議会への交付金	193			
計		193	計		0
B.福島県耕作放棄地対策協議会			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
交付金	地域協議会への交付金	26			
交付金	附帯事務	1			
計		27	計		0
C.飯館村地域担い手育成総合支援協議会			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
交付金	再生利用活動	21			
計		21	計		0
D.取組主体(被災農家等)			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
交付金	再生利用活動	2			
計		2	計		0

支出先上位10者リスト

A.地方農政局

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	東北農政局	県協議会への交付金交付及び指導・助言等	193	-	-
2	関東農政局	同上	31	-	-
3	中国四国農政局	同上	1	-	-
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

B.県耕作放棄地対策協議会

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	福島県耕作放棄地対策協議会	地域協議会への交付金交付及び指導・助言等	27	-	-
2	愛媛県農業再生協議会	同上	1	-	-
3	栃木県耕作放棄地対策協議会	同上	0.2	-	-
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

C.地域耕作放棄地対策協議会

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	飯館村地域担い手育成総合支援協議会	取組主体(被災農家等)に対する交付金交付事務、指導・助言等	21	-	-
2	郡山市農業再生協議会	同上	2	-	-
3	昭和村地域担い手育成総合支援協議会	同上	2	-	-
4	新地町耕作放棄地対策協議会	同上	1	-	-
5	田村市地域農業再生協議会	同上	1	-	-
6	伊予市担い手育成総合支援協議会	同上	1	-	-
7	栃木市耕作放棄地対策協議会	同上	0.2	-	-
8					
9					
10					

D.取組主体(被災農家等)

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	被災農家個人	再生利用活動	2		
2	同上	同上	1		
3	同上	同上	1		
4	同上	同上	1		
5	同上	同上	0.4		
6	同上	同上	0.2		
7	同上	同上	0.2		
8					
9					
10					